

サイクリングロード整備基本計画(案)

平成 27 年3月 24 日

和歌山県・和歌山市

1. 背景と目的

近年、自転車は環境に優しい交通手段として、また、手軽に健康によい交通手段として、さらには観光目的にと利用者が増加している。このため、和歌山県と和歌山市は地域の魅力を楽しみながらの観光や健康づくりを促進するため、県市連携して自転車の利用しやすい環境づくりを推進する。

このサイクリングロード整備基本計画(案)は、自転車利用者が安全に走行でき、目的地に判りやすく誘導するための施設整備やサービス施設の提供場所等を決定するための基本的な考え方をまとめたものである。

2. ルートの概要

ルートは別図－1のとおり決定する。

(1)川のサイクリングロード:

和歌山下津港を起点とし橋本市に至る総延長 60km の一般県道紀の川自転車道線であり、紀の川の河川敷等を活用し、出来る限り専用道路を中心として整備する。

このうち、和歌山市域の区間は、紀の川の河川敷を基本とした約 15km。

(2)海のサイクリングロード:

新宮市から和歌山市に至る総延長約 390km の風光明媚な海岸沿いを巡るルートであり、既存道路を活用しながら、安全で快適なルートを選定して整備する。

このうち、和歌山市域の区間は、毛見から和歌浦や雑賀崎を経由し、名所・旧跡等を巡りながら加太に至る約 30km。

2. 走行空間の考え方

(1) 基本的な考え方

既存の道路ネットワークを最大限活用して、連続した自転車走行空間を確保する。

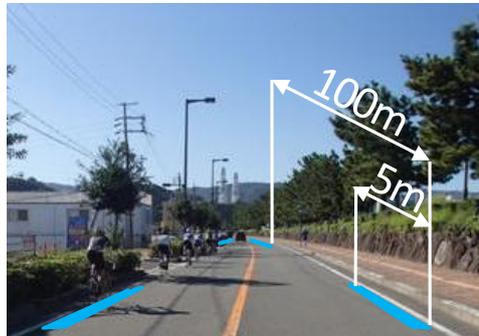
(2) 自転車走行空間の確保

道路端にbライン(青線)を設置し、自転車交通の案内・誘導、自動車ドライバーへの注意喚起等を行う。

自動車交通量の多い区間は、ルートを示す方向表示を設置し、bラインは設置しない。

(bラインの整備イメージ)

自動車交通と分離可能な区間(自転車歩行者専用道路)	
幅員が広い区間(W \geq 5m)	その他の区間(W<5m)
 <p>歩行者 自転車</p>	

一般道路	
交通量が少ない区間	交通量が多い区間
	 <p>※bラインは設置しない。 ※交差点手間に方向表示(路面に貼るシール)を設置してルートを案内する。</p>

(3)bーサインの設置

自転車利用者の安全な通行の確保、円滑な誘導、自動車ドライバーへの注意喚起を図る。

①案内看板

案内が必要な施設（観光施設、鉄道駅、道の駅等）の近辺に必要な応じて案内看板を設置する。

②路面表示

起終点までを示す距離表示を 5km 毎に設置する。なお、自転車歩行者専用道路については、1km 毎に設置する。

交差点手前では、進行方向を分かりやすく案内するために、方向表示を設置する。

また、見通しの悪い交差点やカーブ区間に必要な応じて、注意喚起のための看板を設置する。（既存の標識柱等に設置）

③総合案内板

ルート上の道路敷のスペースを利用して、必要な応じて総合案内板を設置する。

(bーサインの整備イメージ)

案内看板	距離表示	方向表示	総合案内板
	 (路面シール)	 (路面シール)	

3. 利用促進に関する取り組み

(1) 基本的な考え方

サイクリストの利用環境を充実させ誘客を促進するため、公共施設等を利用して、休憩や自転車の簡易な整備及び地域に関する情報の収集等を行うことができる施設(以下、サイクルステーションという。)を選定し設置する。

(2) サイクルステーションの選定及び設置

サイクルステーションの選定については、県・市・サイクリング関係団体等が加入する協議会(仮称:和歌山県サイクルステーション運営協議会)を設立し、設置場所の選定や配置物品の規格を決定する。

協議会で選定したサイクルステーションに配置するバイクラック、修理道具、空気入れ、ベンチについて市が購入するとき、県は2分の1を補助する。

(3) 利用促進に関するその他の取り組み

サイクルステーション設置のほか、パークアンドサイクルの推進等、利便性向上に向けた各種取り組みについては、県市連携して取り組む。

和歌山市域のサイクリングルート図(案)

別図-1

